滋賀短期大学附属高等学校 後援会 会則

(名称)

第1条 本会は、滋賀短期大学附属高等学校後援会と称し、事務局を本校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、滋賀短期大学附属高等学校の教育の振興と充実ならびに生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 教育条件の整備・充実に関する事業
 - (2) クラブ活動等の教育振興に関する事業
 - (3) その他教育の振興・充実に関する事業

(会員)

- 第4条 本会の会員は次のとおりとする。
 - (1) 正会員 本校に在学する生徒の保護者
 - (2) 準会員 本校を卒業と同時に会員となる者
 - (3) 賛助会員 本会の主旨に賛同する者
 - (4) 特別会員 本会の主旨に賛同する法人および諸団体等

(役員)

- 第5条 本会に次の役員をおく。
 - (1) 会長
 1 名

 (2) 副会長
 2 名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 会計監査 2 名
 - (5) 庶務会計 2 名
- 第6条 本会の役員の任務は、下記のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
 - (3) 理事は、役員会において本会の運営について協議する。
 - (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
 - (5) 庶務会計は、本会の事務処理および会計を担当する。
- 第7条 本会の役員は次の方法で選び、その任期は1年とし、再任は妨げない。
 - (1) 理事は、総会において会員(特別会員を除く)のうちから選出し、会長、副会長、会計監査は、役員会において理事のうちから互選する。
 - (2) 庶務会計は、会長が委嘱する。

- 第8条 本会に顧問 若干名 を置くことができる。
 - (1) 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
 - (2) 顧問は、会長の諮問に応じ、会長の要請により役員会に出席することができる。

(会議)

- 第9条 本会には、次の会議を置き、会長が招集し、会長が議長にあたる。
 - (1) 総会は、毎年1回開催するものとし、本会の事業、予算決算、役員の改選、会則の変更、ならびに本会運営上の重要な事柄について協議する。ただし、開催の条件が整わない場合は、役員会をもって総会に代えることができる。
 - (2) 役員会は、必要に応じて随時開催する。

(会計)

- 第10条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
 - (1) 入会金は、正会員が入会当初に納入するものとする。
 - (2) 正会員の会費は、毎年度当初に一括納入するものとする。
 - (3) 賛助会員の会費は、賛助会員となったときに一括納入するものとする。
 - (4) 特別会員の会費は、特別会員になったときに一括納入するものとする。
 - (5) 入会金、会費については別途記載し、年度毎に見直しするものとする。
 - (6) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(弔慰規定)

- 第11条 会員の死亡には次の弔意をあらわす。
 - (1) 弔電

付則

- 1. この会則は、平成10年4月1日より実施する。
- 2. 平成10年6月1日 一部改正
- 3. 平成20年4月1日 校名変更により一部改正
- 4. 平成22年4月1日 一部改正
- 5. 平成27年4月1日 一部改正
- 6. 平成31年4月8日 一部改正(第9条第3項)